

様式第3号

沖縄県土木建築部公告土施第5号

一般競争入札方式（共同企業体発注）に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

平成27年2月19日

沖縄県知事 翁長 雄志



1. 業務の概要

- (1) 業務名：具志川高校屋内運動場及び武道場改築工事設計業務
- (2) 建設場所：沖縄県うるま市地内
- (3) 業務概要：高校の屋内運動場及び武道場の建替え工事に係る設計
 - ・ 建物の概要

施設名称	具志川高校屋内運動場及び武道場
主な用途	高等学校（体育館）
延べ面積	約 1,845 m ²
敷地面積	約 50,689 m ²
- (4) 履行期限：契約日の翌日から 210 日間。
- (5) 本業務は価格競争方式で紙入札により行う。

2. 参加者に要求される資格

- (1) 参加者に共通して求める要件（本業務は共同企業体発注であり、全ての構成員が該当する。）
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - イ 沖縄県土木建築部における平成25・26年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録資格者名簿に建築関係建設コンサルタントとして登録が有効であること。
 - ウ 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
 - エ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - オ 参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3第2項の規定に抵触するものではない。
 - (ア) 資本関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - a 親会社と子会社の関係にある場合
 - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (イ) 人的関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし a については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - (ウ) その他競争の適正さが阻害されると認められる場合
 - その他上記 a 又は b と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

カ 会社更生法（平成15年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

キ 沖縄県内に主たる営業所があること。

ク 入札参加希望者は以下の(ア)及び(イ)の項目に該当する業務の実績（以下、「業務実績」という。）を有すること。

(ア) 平成16年4月1日以降に契約履行が完了した設計業務実績

(イ) 以下を満たす施設の設計業務実績

建築物用途 平成21年国土交通省告示第15号別添2第三号又は第七号に掲げる施設

主たる構造 鉄筋コンクリート造

延べ面積 1,000㎡以上

設計内容 基本設計又は実施設計、ただし、改修工事は含まない

発注者 沖縄県、沖縄総合事務局又は沖縄県内各市町村等の公共団体等（以下「沖縄県等」という。）が発注者である委託業務

(2) 配置予定技術者の要件は下記による

ア 管理技術者（※1）として一級建築士が配置できること。

イ 管理技術者は、平成16年4月1日以降に完了した業務実績を1件以上有していること。

ウ 管理技術者は、過去6ヶ月以上にわたり参加希望者と直接的な雇用関係があること。

エ 各分担業務分野に主任担当技術者（※2）を配置する。主任担当技術者は、沖縄県土木建築部における平成25・26年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に建築関係コンサルタントとして登録されている事務所に所属している者であること。

オ 管理技術者及び主たる分担業務分野（※3）が「建築」の主任担当技術者は、参加表明書及び技術提案書の提出者の組織に所属していること。

カ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、それぞれ1名であること。

キ 管理技術者は、記載を求める各主任担当技術者を兼任していないこと。また、記載を求める主任担当技術者についても、記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。

ク 分担業務分野の主任担当技術者は、下記の表に掲げる各分野毎いずれかの資格を有すること。

表

分担業務分野	資 格
建 築	一級建築士、二級建築士
構 造	一級建築士、構造一級建築士、二級建築士
電 気	建築設備士、技術士、一級建築士、設備一級建築士、一級電気施工管理技士、二級建築士、二級電気工事施工管理技士
機 械	建築設備士、技術士、一級建築士、設備一級建築士、一級管工事施工管理技士、二級建築士、二級管工事施工管理技士

ケ 管理技術者の手持ち業務について、携わっている業務（本業務を含まず特定後、未契約の業務を含む。）の契約金額が4億円未満かつ件数が10件未満であること。

コ 各主任担当技術者の手持ち業務について、携わっている業務（本業務を含まず特定後、未契約の業務を含む。）の契約金額が2億円未満かつ件数が3件未満であること。

サ 分担業務分野のうち、「建築」を再委託しないこと。

シ 業務の一部を再委託する場合であつて、再委託先である協力事務所が沖縄県の平成25・26年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し登録された者である場合には、当該協力事務所が指名停止を受けている期間中でないこと。

注：※1 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約約款」（平成12年6月2日土技第158号）第15条の定義による。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※ 3 分担業務分野の分類は下記による。

分担業務分野	業・務 内 容
建 築	平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構 造	同上「構造」
電 気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機 械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機」に係るもの

(3) 共同企業体結成の要件

- ア 3者共同企業体とする。
- イ 自主結成方式とする。
- ウ 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員ではないこと。
- エ 代表者は、構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者であること。
- オ 構成員のうち、最小の出資者の出資割合は20%以上であること。
- カ 共同企業体の協定書が、入札説明書と同時に配布する「共同企業体協定書」によるものであること。
- キ 管理技術者は、共同企業体の代表者に所属していること。
- ク 共同企業体の代表者は、合計3名以上の一級建築士が所属していること。
- ケ 共同企業体の代表者は、沖縄県土木建築部における平成25・26年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録資格者名簿（県内）における建築関係建設コンサルタント業務区分において、建築一般又は意匠に登録している者であること。
- コ 構成員のうち、1者以上は沖縄県中部土木事務所管内に主たる営業者を有すること。
- サ 構成員のうち、1者は沖縄県土木建築部における平成25・26年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録資格申請時に希望業務内容を衛生、電気、機械設備積算、電気設備積算等の設備関係業務とした者であること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
 沖縄県土木建築部施設建築課企画班
 TEL 098-866-2416 FAX 098-867-3314

(2) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

- ア 交付期間 平成27年2月19日（木）から
- イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードして下さい。

【沖縄県電子入札ポータルサイト】 <http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/>

(3) 入札の日時及び場所並びに入札書等の提出方法等

- ア 入札参加資格審査申請書の提出
 入札参加資格審査申請書は、持参により提出すること。
 - (ア) 受付期間 平成27年2月19日（木）から平成27年3月5日（木）までの間、平日9時00分から17時00分まで。
 - (イ) 受付場所 上記(1)に同じ
 - (ウ) 提出書類 入札説明書による
- イ 入札参加資格の確認結果通知
 平成27年3月10日（火）（予定）までに通知する。
- ウ 入札日時等
 入札日時 平成27年3月25日（水）9時00分
 入札場所 沖縄県庁11階 第2入札室

4. その他の留意事項

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条及び契約書の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。ただし、過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものがあつた場合についてはこの限りではない。

(3) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものがあつた場合についてはこの限りではない。

(4) 関連情報の問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県土木建築部施設建築課企画班

TEL 098-866-2416 FAX 098-867-3314

(5) 詳細は、入札説明書及び沖縄県土木建築部競争入札心得による。

(6) その他

ア 本業務は、沖縄県財務規則第129条に基づき、予定価格（予定価格を構成する各部分）に次の割合を乗じて得た額の合計額に、業務委託の難易度、規模、履行期間等を考慮して、その額の100分の1の範囲内で減じた価格を最低制限価格として定める。

(ア) 建設コンサルタント業務（建築設計及び監理業務）の部分

- a 直接人件費の額
- b 特別経費の額
- c 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- d 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(イ) 測量業務の部分

- a 直接測量費の額
- b 測量調査費の額
- c 諸経費の額に10分の4を乗じて得た額

(ロ) 地質調査業務（磁気探査業務含む）の部分

- a 直接調査費の額
- b 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- c 解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額
- d 諸経費の額に10分の4を乗じて得た額

イ 最低制限価格を下回る入札を行った者は、失格とする。

エ 本業務の予定価格は落札者決定後公表するものとする。

オ 本手続は、県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続であり、議会承認後に効力を生じる事業である。従つて、県議会において本業務に係る予算の繰越承認が否決された場合は、入札を延期又は中止する。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越（翌債）手続の関係上、入札を延期する場合がある。